

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度 第1回鹿児島南警察署協議会
会 議 日 時	令和7年7月23日（水） 午後3時～午後4時10分
会 議 場 所	鹿児島南警察署5階大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 14人 1 警察署 署長以下 15人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 会議の概要</p> <p>(1) 委嘱状交付</p> <p>(2) 会長・警察署幹部等紹介</p> <p>(3) 会長挨拶</p> <p>(4) 署長挨拶</p> <p>(5) 協議</p> <p>ア 管内概況及び治安情勢等について</p> <p>(7) 特殊詐欺被害抑止対策・交通事故抑止対策について</p> <p>(4) 少年非行防止・暴走行為抑止対策について</p> <p>イ 警察行政に対する意見・要望等について</p> <p>ウ 速度取締り指針説明</p> <p>(6) 次回開催日程協議</p> <p>2 諮問・答申</p> <p>(1) 特殊詐欺被害抑止対策・交通事故抑止対策について （前回協議会における諮問・答申の署の取組状況説明）</p> <p>（回答）犯罪抑止や交通事故防止対策等の成果は、なかなか直ぐに目に見える形では現れないですが、今後も粘り強く各種対策に取り組んで参ります。</p> <p>(2) 少年非行防止対策・若者等による暴走行為抑止対策について、署の取組状況説明</p> <p>（回答）当署の少年非行防止対策、若者等による暴走行為抑止対策について説明させていただき、署員一丸となって取り組んでいるところでありますが、皆様からこのような対策を執ったら、少年非行防止や暴走行為等を防げるのではないかと御意見等がありましたら、御意見をいただけないでしょうか。</p> <p>（委員）午後10時頃、宇宿7丁目のコンビニエンスストア付近を暴走バイクが走っている。忙しいと思うが、是非その時間帯の取締りをお願いしたい。</p> <p>（回答）署内で情報を共有し、深夜時間帯も含めて取締りの強化に努めて参ります。</p> <p>3 委員からの意見・要望の提言等</p> <p>（委員）信頼回復に向け、定期訪問（巡回連絡）は、直接コンタクトを取れる。 定期巡回（パトカー含む）は、抑止力になる。 定期訪問（巡回連絡）は、受け持ちの警察官が異動で変わると直ぐ来てくれる警察官と、なかなか来てくれない警察官がいる。 定期訪問（巡回連絡）で、各家庭を訪問する規定があれば教えていただきたい。</p> <p>（回答）巡回連絡とは、警察官が受持区の家や事業所等を巡回して「犯罪の予防、災害や事故の防止、その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項に関する情報提供や指導。住民の困りごと、意見、要望等の聞き取り。」などを行うことにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態把握を目的として行う活動をいいます。 当署の管内には、8つの交番がありますが、それぞれ受持区を定め、巡回連絡を行っております。 各勤務員は、警らや事件・事故、各種要望の対応をしながら、受持区全世帯との確実な面接に努めているところでございます。</p>	

委員御指摘の「受け持ちの警察官が異動で変わると直ぐ来てくれる警察官と、なかなか来てくれない警察官がいる。」という点につきましては、仮に、一度訪問した際にお留守であった場合、全ての受持世帯との面接をしなければならないため、次にお伺いするまで、ある程度の期間が開いてしまうことは御理解いただきたいと思えます。

(委員) 地域内の巡回について
ミニパトでの、地域内の巡回を増やしてほしい。

(回答) パトロールについては、交番の事件・事故の発生状況などにより、警ら要点を定めるよう規定されております。

パトロールにあたっては

○ 各種警察活動を通じて把握した住民の意見・要望、犯罪発生状況を踏まえるほか、地域の実情に応じ、工夫をこらした活動を推進すること

○ 重点的なパトロールを確実に実施するため、所管区の警ら要点に対する警らを実施するほか、事件・事故等の発生状況等に応じて、パトロールの経路についても配慮すること

が規定されております。

南署管内の各交番では、立寄所を中心としたパトロール活動や児童生徒の登下校時間帯を中心とした見守り活動のほか、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯や場所に重点を置いたパトロール活動を実施しております。

今後も、警戒時間帯やルートを都度検証し、駅や繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している地域において、駐留警戒やミニ検問を積極的に行い、地域住民の安全安心のためにより効果的な警戒活動を実施して参りますので、交番又は警察署に対して、警戒要望箇所等に関する相談、御連絡をお願いします。

(委員) 道路の白線について
梅雨にあたり、あちこち道路の白線が消えている箇所が多くて心配していたが、幹線道路の白線がきれいに補修されていて、本当に安心した。
今後もよろしくお願ひしたい。

(回答) 道路の白線等には、警察が管理する横断歩道や一時停止線等の道路標示と、各道路管理者が管理する中央線や外側線等の区画線があります。

警察が管理する横断歩道等の道路標示については、各種警察活動を通じて点検を行い、順次補修に努めているところですが、摩耗等して補修が必要と思われる横断歩道等を見つけた際は、情報提供いただけますと助かりますので、今後ともよろしくお願ひします。

(委員) 横断歩道の位置の変更について
錦江台小学校近くにある横断歩道が、コンクリート擁壁の影響で横断歩道を渡ろうとする児童の姿が見えづらいため、横断歩道の位置を変える事はできないか検討願ひたい。

(回答) 御要望場所の横断歩道を車の運転手目線で確認したところ、歩行者に対する視認性に特段の問題はないと判断しました。

横断歩道の位置変更については、交差点形状や歩道の設置状況等を踏まえて、今後慎重に検討する必要があると判断しました。

なお、現場調査の際、横断歩道の標示が摩耗していましたので、警察本部の担当部署に対して補修の手続きを行いました。

また、安全対策の一つとして、交差点の形状を明確にするような区画線の設置について、鹿児島市役所谷山支所谷山建設課に申し入れを行ったところです。

引き続き、道路管理者との連携や、学校等との情報共有を図るなど、安全な交通環境の実現に努めて参りたいと考えます。

(委員) 取締りの基準について
理不尽な取締りは、不信感に繋がる。
例えば、地域住民が進入禁止(7:00~8:30、通学道路)の時間帯を知っていて、8:30を待って通行したのに、「8:31から侵入可です。」と言われ、切符処理された。
進入禁止、一時停止等について、取締りの基準を教えてください。

(回答) 交通違反取締りの実施に当たっては、取締り基準は設けられておらず、現場の警察官が走行状況等を現認し、明らかに違反に該当すると判断した場合は、切符処理等を行っているところです。

委員お尋ねの、時間規制の進入禁止違反取締りに当たっては、現場において規制実施時間を確認した上で、明らかに規制時間内にもかかわらず、進行した車両を違反車両として切符処理等しているのが現状です。

御質問では、午前8時30分を待って通行したのに切符処理をされた方がいらっしゃるということですが、違反内容に疑問点があるということであれば、取締りを受けた日時・場所等の詳細を教示いただければ、個別に調査の上、御本人に説明させていただきますと考えています。

当署においては、事故を一件でも減らすために、今後も重大事故に直結する悪質・危険性の高い違反を重点的に取締りを実施していくこととしていますので、引き続き御理解と御協力をお願い致します。

(委員) 住宅、アパートなどの駐車スペースについて

住宅、アパートなどの駐車スペースが最初から奥行きが浅く設定されており、側溝の上まではみ出して停められているのをよく見かける。

狭い歩道が更に狭くなり大変危険です。

管理会社、駐車車両に対し、違反である旨を喚起して頂けないか。

(回答) 車の保管に関しては、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」において、

自動車の保有者は道路以外の場所に、政令で定める要件を満たす保管場所を確保しなければならない

と規定されています。

この、「政令に定める要件」というのは、

道路から自動車を出入りさせるのに支障が無く、かつ自動車全体を収容できるものであること

とされていますので、自動車の保有者には、自動車を適正な場所に保管する義務があります。

したがって、

車両より狭い駐車スペースに駐車されている車両

については、この、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に違反している可能性や、車両が道路上に出ていることにより、駐車違反に該当する可能性があります。

これまで同様の意見要望が警察署になされており、その都度、警察官が現場を確認の上、車両保有者や管理会社に指導等を行っているところです。

今後、同様の状況を見かけた際は、具体的な場所を教示いただければ、現場を確認した上で、適正な対応を取りたいと考えています。

(委員) 宇宿7丁目にあるコンビニエンスストア付近は、事故が多く発生しているが、近くに設置してあるロードミラーは、どちら方向の事故防止の為に設置されているのかわからない。ミラーの設置方向を改善して貰えないか。

(回答) ロードミラーの設置につきましては、市道であれば鹿児島市などの道路管理者の所管となりますので、同行して確認したいと思います。

方向修正については、可能ではないかと考えますので、道路管理者に対して申し入れをしたいと思います。

(委員) 巡回連絡について

高齢者の一人暮らしの家などは、個人情報等の観点から難しいところもあると思うが、何かあった際の連絡先などを聞き取りをしていた方がいいと思う。

また、訪問した際、面接出来なかった場合は、訪問した事を知らせる(訪問したという紙を置いていくなど)事をした方が住民は安心するのではないか。

(回答) 各交番員が巡回連絡を実施した際は、非常の場合の連絡先などを可能な限り聴取しております。

また、各家庭を訪問して不在であった場合は、「巡回連絡に参りました」というパトロールメモを置くようにしております。

(委員) 取締り、違反を検挙するという姿勢でするのだけでは違反は減らないと思う。市民を見守るという気持ちで取締りをして貰いたい。

(回答) 交通、指導取締りは事故を1件でも減らすために行っておりますが、その様な気持ちも同時に持って取り組んで参ります。

(委員) 交通事故の月間発生状況が10月が多いが、なぜ10月が多いのか教えて頂きたい。

(回答) 明確な理由というのは把握しておりません。季節的に過ごしやすい時期であるので、皆さん少し油断があるようにも思います。

(委員) 外国人の自転車の交通マナーについて
各企業が外国人の方を雇っており、その人達が通勤等のために自転車を利用して
いるが、交通マナーが全然出来ていない。企業等に申し入れをして交通教育をして
頂けないか。

(回答) 一般企業の方々については、法令講習という形で道路交通法の法改正等があれば、
その都度講習を実施しており、当然外国人の方がおられれば、一緒に講習を行って
いるところであります。ただ100%根付いているかといとそういう訳ではないと認
識しております。

法令講習を引き続き行い、その機会を通じて、地道に外国人の方にも法を習熟し
ていただくように努めて参りたいと思います。

備 考	
-----	--